

No.1汚泥焼却施設定期点検整備業務委託仕様書

第1章 総則

委託者および受託者は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書の定めるもののほか、この仕様書に基づき別添設計図書に従いこれを履行しなければならない。

1 目的

本仕様書は、No.1汚泥焼却施設の定期点検整備を円滑に実施するため、業務の内容を定めるものである。
なお、受託者は業務の遂行にあたり、当施設の特異性を十分理解し、その円滑な運転に支障なきよう留意しなければならない。

2 業務名

No.1汚泥焼却施設定期点検整備業務委託

3 施行場所

甲府市大津町1645番地 甲府市浄化センター

4 施設概要

別紙図面参照

5 履行期間

契約着手日から令和5年12月25日までとする。但し、焼却炉停止での点検整備業務実施は、令和5年8月17日から行い、令和5年8月30日午後4時には焼却炉を復旧するものとする。
(No.1焼却炉は運転状態または保温状態で引き渡すものとする。)
但し、No.2汚泥焼却施設の運転状況によりNo.1汚泥焼却施設点検整備実施日は変更のあるものとする。

6 指示の履行

受託者は、委託者及び委託者の監督員の指示に従い、誠実かつ良心的に業務を遂行するものとする。
なお、本業務の実施にあたり本仕様書に明記なきものでも技術上・構造上・美観上当然必要なものは、委託者の指示に従い積極的に業務を行うものとする。なお、この場合の費用はすべて受託者の負担とする。

7 施設の緊急措置対応

火災・停電・断水・漏水・ガス漏・その他災害等の不測の事態が発生した場合は、速やかに委託者及び委託者の監督員を含め関係部署等に連絡を行い、冷静かつ的確な緊急措置対応を行うものとする。

8 受託者の責務

受託者は業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守し、施設の点検・整備・診断・修理(修繕)・改善及び運転管理の計画・提案・助言をし、安全管理の啓発にも努めなければならない。また、公共使命を持つ非常に重要な施設であることを十分に認識し、誠心誠意をもって業務を遂行しなければならない。

9 業務内容

業務内容は別紙

10 業務受託条件・資格

受託者は本業務受託にあたっては、「下水道処理施設管理技士」の免許を有することとする。